

奈良県告示第百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和七年七月二十九日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
オオタ歯科	生駒郡平群町西宮三丁目一二番 一〇号	令和七年四月一日